平成２５年（フ）第２１３号
静岡県富士市瓜島町172番地　コンフォール富士403号、前住所静岡県富士市鵜無ケ淵262番地の７
債務者　山口　　功
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２１４号
静岡県富士市瓜島町172番地　コンフォール富士403号、前住所静岡県富士市鵜無ケ淵262番地の７
債務者　山口さゆり
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３３号
鹿児島県南さつま市大浦町27268番地
債務者　七尾　賢二
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３４号
鹿児島県指宿市山川朝日町43番地
債務者　前下　義征
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第８２号
茨城県神栖市波崎7620番地１
債務者　伊藤三恵子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第５８１号
埼玉県三郷市彦音２丁目36番地２　ホワイトハウスＡ－２、旧住所埼玉県三郷市彦成３丁目14番３－405号
債務者　小此木保夫
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５８２号
埼玉県三郷市彦音２丁目36番地２　ホワイトハウスＡ－２、旧住所埼玉県三郷市彦成３丁目14番３－405号
債務者　小此木深佳
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９号
埼玉県八潮市緑町５丁目13番地18　ＳＳＳ八潮寮203号
債務者　中野　　茂
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０３８号
千葉市緑区平山町266番地
債務者　大塚　后子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２１号
千葉県八千代市上高野1220番地10　ＭＹマンションＰａｒｔ３・302
債務者　功刀　一茂
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４１号
千葉県市原市福増661番地６
債務者　半澤　浩明
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５１号
千葉市若葉区都賀２－１－１ゴールドサポート若葉523号、住民票上の住所千葉県市原市東五所21番地６　スカイバード208号
債務者　吉野　克也
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６９号
千葉市美浜区幸町２丁目18番３棟404号
債務者　福島みゆき
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０１号
千葉県印西市小倉台４丁目１番地３棟101号
債務者　阿部　真理
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３０４号
千葉県八街市朝日415番地23
債務者　平松　敬彬
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１０号
千葉県佐倉市染井野５丁目51番地２
債務者　平井　敦子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３２２号
千葉県印西市岩戸3572番地２
債務者　関　　真伸
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部